



知らないことをのぞいてみよう！

ひととせ

男女共同参画通信 No. 4

11月12日～11月25日は

『女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）』実施期間です

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

パープルリボンは、女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーであり、11月の1カ月間は、玉名市役所1階ロビーにツリーを設置します。併せて、児童虐待防止推進月間としてオレンジリボンのツリーも設置します。「暴力をなくそう」、「一人でも多くの子どもを救おう」という願いを込めて、ツリーにリボンを飾ってください。



暴力は女性に対するものだけではなく、すべての人に対して許しがたい行為です。しかし近年、DV被害は増加する一方であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため在宅時間が増えたことにより、DV被害がより一層、増加傾向にあります。

また、右下の図では被害にあった人のうち、「相談した」方は少しずつ増えてはいるものの、「相談しなかった」方もまだまだ多く、特に男性に至っては「相談しなかった」の割合が多く見受けられました。

誰かに相談するだけでも心が軽くなったり、今の状況を変える手助けができるかもしれません。そのため相談できる場所もあります。

玉名市では今後も、広報たまなやホームページ、冊子・チラシ等での啓発。また、若年層・保護者、中学校・高校等にチラシの配布を行い、意識の向上を図るとともに、被害の未然防止に努めていきます。

DV相談ナビ番号 #8008（はれれば）

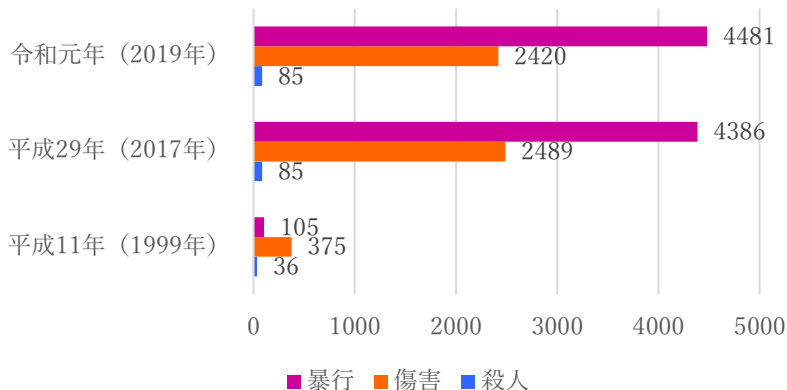
（発信場所から最寄りの相談口に自動転送されます。）

相談できる場所を載せています：玉名市ホームページ内

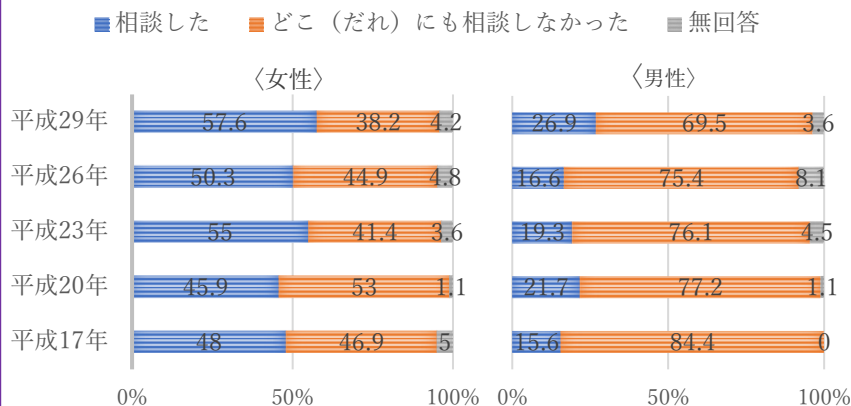
<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/162/15893.html>



夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



配偶者からの被害経験のある者のうち 誰かに相談した者の割合の推移



女性が輝く社会へ ～女性人材リストの登録を募集しています～

玉名市では、女性の社会参画を推進するために、幅広い分野から女性の人材を募集しています。

この「女性人材リスト」は、政策および方針決定の場所への参画をはじめ、あらゆる場へ女性の登用を促進するために、多方面にわたる人材を登録し、その人材の情報提供を行うことにより、男女共同参画社会を目指すことを目的としています。

リストに登録すると、以下のような場合に活用があり、男女共同参画社会の推進に貢献できます。

- ◆各種審議会・委員会等の委員の人選をするとき。
- ◆研修会・講習会等の講師等の人選をするとき。
- ◆市の諸事業推進のため、女性人材を必要とするとき。など

◇対象◇

20歳以上の女性で次のいずれにも該当する人です。

- ◆玉名市内に居住若しくは勤務し、または市内で社会活動を継続的に行っている人。
- ◆仕事、研究、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある人、または有識者若しくは有資格者。
- ◆市政に関心があり、地域の発展に熱意をもって貢献できる人。

◇登録方法◇

「玉名市女性人材リスト登録票」に必要事項を記入のうえ、玉名市役所人権啓発課男女共同参画係まで郵便かメールまたは、直接提出してください。

※「玉名市女性人材リスト登録票」は市ホームページ (<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/162/15131.html>) からダウンロードしていただくか、人権啓発課窓口までお越しください。

『ハラスメント』

いろいろな場面での『嫌がらせ・いじめ』を言います。他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

- セクシャルハラスメント** : 相手の意に反した性的な言動。地位を利用し性的な言動を行い、それに対する相手の反応によって仕事上の不利益を与える「対価型」と、性的な言動を繰り返すことによって就業環境を悪化させる「環境型」に分けられます。
- パワーハラスメント** : 同じ職場で働くものに対して、職場上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為です。
- マタニティーハラスメント** : 妊娠・出産、育児休業等を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職の強要などの不当な処遇を受けること。
- モラルハラスメント** : 主に言葉や態度による精神的な嫌がらせを受けること。

発行：令和2年11月

発行者：〒865-8501 玉名市岩崎163番地

玉名市役所 人権啓発課 男女共同参画係

MAIL: jinken@city.tamana.lg.jp

TEL: 0968-75-1119 FAX: 0968-75-1166

※イラストの無断転載・複製禁止

(編集後記) みなさん「紫色」にどんなイメージをお持ちですか？平安時代は、美しく、優しく、気品と知性を兼ね備えた色として人気がありました。今でも、そういった意味合いで勝負服として身に着けている人も。また紫は「癒し」の色ともいわれ、精神的に落ち着く効果もあるとか。12月～25日は紫を意識して身に着けるなど、パープルリボン運動に参加しましょう！「女性に対する暴力は許しません！」(紀)

